

阿南市地域密着型サービス運営協議会設置要領

(目的及び設置)

第1条 地域密着型サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業の適正な運営を確保するため、事業者、職能団体、被保険者等から意見を聴く場として、阿南市地域密着型サービス運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項をつかさどる。

- (1) 地域密着型サービス費及び地域密着型介護予防サービス費の額の設定に関すること。
- (2) 指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準の設定に関すること。
- (3) 地域密着型サービス事業者及び地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域密着型サービスに関すること。

(構成)

第3条 運営協議会は、委員5人以内をもって構成する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼する。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第22条第3項に規定する指定居宅サービス事業者等、又はこれらの者に係る団体に所属する者
- (2) 法第23条に規定する居宅サービス等の利用者又は第1号被保険者若しくは第2号被保険者
- (3) 地域住民の権利擁護を行い、又は相談に応ずる団体等に所属する者
- (4) 地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する

者

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めた者

2 委員を依頼する期間は、依頼の日から当該依頼の日の属する阿南市介護保険事業計画に係る計画期間の終了の日までとする。

3 委員は、再依頼されることができる。

(会長)

第5条 運営協議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営協議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の依頼後の最初の会議は、市長が招集するものとする。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 運営協議会の会議において、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、関係事項について説明又は意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 運営協議会の委員は、運営協議会の会議上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 運営協議会の庶務は、保健福祉部介護保険課において処理する。

(運営協議会の運営)

第9条 この要領に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営協議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成24年12月3日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年7月12日から施行し、同年4月1日か

ら適用する。

附 則

この要領は、令和3年8月10日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。